

## 報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

令和4年5月27日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第 1 2 号

### 三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和 3 2 年三田町条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 9 項中「法第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「法第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「法第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「法第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

付則第 1 0 条の 3 第 9 項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号、第 5 号及び第 6 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 1 項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第 4 号、第 5 号及び第 6 号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、1 0 0 分の 2. 5)」を加える。

#### 付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の三田市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。